

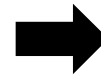
業務区分再編理由

造船・船用工業分野において、制度創設当初は、6業務以外のその他の業務は、極めて限られた中で関連業務として行っていたものの、制度創設から5年が経過し、更に労働力不足が深刻になる中で、一人の外国人に対し、複数の業務を主の業務として遂行する多能工化が強く求められる時代へと変化してきたことから、業務区分を再編するもの。

見直しのポイント

【見直し前(R6.3.28以前)】

- 業務区分が6区分と分かれており、作業範囲も限定的
- 造船・船用工業に係る作業の中で特定技能に含まれないものがあり、また、現場の多能工化について業界団体より要望あり



【見直し後(R6.3.29以降)】

- 技能の関連性と業務の連続性を考慮し、**業務区分を3区分に再編するとともに、作業範囲を拡大**

見直し案

見直し前の業務区分(6区分)

溶接	塗装
鉄工	仕上げ
機械加工	電気機器組立て



その他造船・船用工業に必要となる各種作業

(例)
とび、配管 等



見直し後の業務区分(3区分)

1. 造船区分

- ・溶接
- ・塗装
- ・鉄工
- ・とび
- ・配管
- ・船舶加工

2. 船用機械区分

- ・溶接
- ・塗装
- ・鉄工
- ・仕上げ
- ・機械加工
- ・配管
- ・ casting
- ・金属プレス加工
- ・強化プラスチック成形
- ・機械保全
- ・船用機械加工

3. 船用電気電子機器区分

- ・機械加工
- ・電気機器組立て
- ・金属プレス加工
- ・電子機器組立て
- ・プリント配線板製造
- ・配管
- ・機械保全
- ・船用電気電子機器加工

経過措置

- 新業務区分に基づき在留許可を受けるためには、**原則として、新業務区分に対応した特定技能試験に合格**する必要があります。
(例:特定技能1号(造船区分)に基づき在留許可を受けるためには、造船・船用分野特定技能1号試験(造船区分)に合格する必要があります。)
- ただし、新業務区分に対応した特定技能試験が開始されるまでの間の経過措置として、**旧業務区分に基づき在留許可を受けている者又は旧区分試験に合格した者は、旧業務区分が含まれる新業務区分のすべての業務に従事可能**となります。
(例:旧業務区分の「溶接」に基づき在留許可を受けている者は、「溶接」が含まれる業務新区分の「造船区分」**6業務すべて**及び「船用機械区分」の**11業務区分すべて**に従事可能となります。)
※新業務区分に対応した特定技能試験が開始された後も、旧区分試験に合格した者は、旧業務区分が含まれる新業務区分のすべての業務に従事可能です。
- また、**今後、新たに特定技能の在留資格を得る者は、新業務区分に基づく在留資格が付与**されます。
(例:「塗装」の技能実習2号を良好に修了した者は、新業務区分の「造船区分」及び「船用機械区分」に基づく在留資格を取得可能となります。)

対応表

新試験区分	旧試験区分
1. 造船区分	溶接
	塗装
	鉄工

新試験区分	旧試験区分
2. 船用機械区分	溶接
	塗装
	鉄工
	仕上げ
	機械加工

新試験区分	旧試験区分
3. 船用電気電子機器区分	機械加工
	電気機器組立て

※試験の正式名称は、「造船舶用工業分野特定技能1号試験(●●(区分名))」及び「造船舶用工業分野特定技能2号試験(●●(区分名))」ですが、上表では区分名のみを抜粋して記載しています。